

定 款

株式会社 **キッツ**

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社キッツと称し、英文ではKITZ CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) バルブ及びその他の流体制御用機器並びにその付属品の製造販売
- (2) 給排水その他配管設備の設計施工及び保守管理
- (3) 鋳物、鍛造品及び伸銅品並びにその加工品の製造販売
- (4) 水浄化関連装置の製造販売、リース、保守管理及び技術の提供
- (5) 浄水器、工業用フィルター、医療機器、その他濾過用機器及びその付属品の製造販売
- (6) 養殖関連装置及びそのプラントの設計施工、保守管理及び技術の提供
- (7) エネルギー関連装置及びそのプラントの設計施工、保守管理及び技術の提供
- (8) 不動産の賃貸及び売買
- (9) ホテル、レストラン、喫茶及び売店の経営
- (10) 前各号の事業に付帯し又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむをえない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、400,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 株式の無償割当てを受ける権利、単元未満株式を買い取ることを請求する権利等、会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところに従い、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取り及び売渡しその他株式及び新株予約権に関する事務はすべて株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。
但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める
順序により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である
情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全
部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に
対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その
議決権を行使することができる。

2. 株主又は前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会
社に提出しなければならない。

(議 長)

第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。

但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める
順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出
席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっ
て行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができ
る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の
3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(員数及び選任)

第 19 条 当社の取締役は、9 名以内とする。

2. 取締役は、株主総会において選任する。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により当会社を代表する取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により、取締役社長 1 名を置くほか、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集する。

但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。

但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の規定により、取締役が取締役会の目的である事項について提案をし、当該提案に加わることのできる取締役の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案について取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任（役員等の会社に対する損害賠償責任。以下、本条第 2 項、第 34 条及び第 39 条において同じ。）を、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 27 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数及び選任)

第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

2. 監査役は、株主総会において選任する。
3. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会は、各監査役が招集する。

2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。
但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任を、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当社は、会計監査人を置く。

(選 任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、その会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額と同額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3. 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当)

第 43 条 剰余金の配当は、前条各項に定める基準日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

- 第 1 条 定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、第 110 回定時株主総会（2024 年 3 月開催予定）までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じることとする旨の附則を設け、効力発生日経過後、この附則を削除する。

1945年10月3日	第1条改正
1951年11月19日	第5条改正
1952年4月12日	第5条改正
1956年6月1日	第5条改正
1959年5月18日	第5条改正
1960年6月28日	第6条、第15条、第18条、第20条、第21条改正
1960年8月10日	第2条改正
1960年12月20日	第12条、第16条改正
1961年5月29日	第4条、第5条改正
1963年5月29日	第2条改正
1963年11月29日	第20条、第21条改正、第25条削除以下条文繰上げ
1964年11月30日	第20条改正
1965年5月29日	第3条改正
1965年11月3日	第24条、第25条改正
1966年5月31日	第6条、第13条、第19条、第20条改正
1967年5月31日	第7条、第8条、第9条、第10条、第11条削除、 第7条新設以下条文繰上げ
1971年11月30日	第3条改正
1975年5月31日	商法改正に伴い改正（第23条新設等）
1976年6月30日	第15条改正
1976年12月10日	第5条改正（減資効力発生を条件）
1977年2月25日	第1条、第2条、第4条、附則改正、第9条新設等
1977年6月24日	第1条、第3条改正
1978年6月29日	第5条、第16条改正、第25条新設
1981年6月26日	第1条改正
1982年6月29日	商法改正に伴い改正（第3条を除き改正）

1985年 6 月28日	第19条改正
1986年 6 月27日	第 2 条改正
1988年 6 月29日	第10条、第11条改正
1989年 6 月29日	第 2 条改正
1991年 2 月27日	第16条改正
1991年 6 月27日	商法改正に伴い改正（第 7 条、第 9 条）
1992年 6 月26日	第 1 条、第 3 条改正
1994年 6 月29日	商法改正に伴い改正（第16条、第17条、第20条、 第21条から第25条まで）
1997年 6 月27日	第 2 条、第10条、第11条改正
1998年 6 月26日	第 5 条改正、第 5 条の 2 新設
1999年 6 月29日	第 5 条、第16条改正
2000年 6 月29日	第 5 条、第 5 条の 2 改正
2002年 6 月27日	商法改正に伴い改正（第 5 条、第 6 条、第 6 条第 2 項、 第 8 条、第 9 条第 3 項、第10条、第10条第 2 項、第12 条第 2 項、第15条、第16条第 2 項、第23条、第24条、 第30条、第31条改正、第 5 条の2、第 5 条第 2 項、附則 削除、第21条、第22条、第28条、附則新設以下条文繰 下げ）
2003年 6 月27日	商法改正に伴い、第10条、第15条第 2 項新設、以下条 文繰り下げ、第 8 条、第 9 条第 3 項、第11条改正
2004年 6 月29日	商法改正に伴い、第 6 条新設以下条文繰り下げ
2005年 6 月29日	第 5 条、第18条改正
2006年 6 月29日	会社法、会社法施行規則及び会社計算規則施行に伴い 全面改正

2009年 6 月26日	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律施行による株券の電子化に伴い、第 7 条削除、以下条文繰上げ、第 8 条第 2 項削除、第 9 条、第10条、第11条、第12条第 3 項改正及び附則第 1 条及び第 2 条新設
2010年 5 月14日	第 7 条（単元株式数）改正及び附則（単元株式数に関する経過措置）新設
2015年 6 月26日	第 2 条、第26条、第34条改正
2019年 6 月25日	第 2 条、第28条改正
2020年 6 月29日	第12条第 1 項、第13条第 1 項、第40条、第42条第 1 項、第 2 項改正及び附則第 1 条、第 2 条、第 3 条（決算期変更に関する経過措置）新設
2022年 3 月29日	「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第 1 条但書に規定する改正規定に伴い、第14条全面改正及び附則第 1 条、第 2 条、第 3 条新設
2023 年 3 月 29 日	第 3 条改正及び附則第 1 条新設